

ブ ロ ッ ク 塀 等

撤 去 工 事 等 助 成 制 度

道路等に面したブロック塀等の撤去工事及び撤去後のフェンス等設置にかかる費用の一部を助成します。工事の契約をする前に必ずご相談ください。

この助成制度において、

「ブロック塀等」とは？

石造、れんが造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、万年塀その他これらに類する塀およびこれらと一体となった門柱のことを「ブロック塀等」としています。

「フェンス等」とは？

地震に対して安全な構造であるフェンスその他これに類するものを「フェンス等」としています。設置予定のものがある場合は、申請前に図面等をお持ちのうえ、窓口にてご相談ください。

「道路等」とは？

建築基準法第42条に規定されている道路、または一般の交通に使用されている通路のことを「道路等」としています。

「避難路」とは？

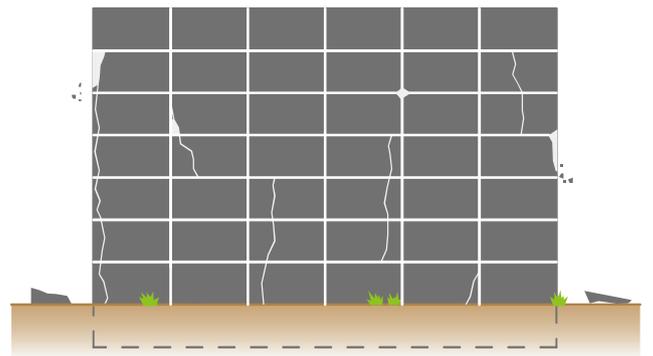
幅員4m以上の道路、または区が指定する通学路のことを「避難路」としています。

「狭あい道路」とは？

建築基準法第42条第2項に規定する道路のことです。ブロック塀等が狭あい道路に面する場合は、拡幅整備協議を行う必要があります。

〈 現 況 (例) 〉

- ぐらぐらしている
- ひびが入っている
- 控え壁がない



〈 ブ ロ ッ ク 塀 等 の 撤 去 後 〉

撤去のみ または 撤去後にフェンス等の設置を行う場合も助成対象となります。

※ブロック塀等の撤去は、原則基礎の撤去もしていただきます。



※避難路の確認は、耐震化促進係(9階8番窓口)にて
 ※狭あい道路の確認は、道路判定係(9階10番窓口)にて
 ※道路拡幅整備協議については、狭あい道路整備係(8階7番窓口)にて

(1) 助成対象者 以下のすべてを満たすこと

- 対象となるブロック塀等の所有者
- 住民税等を滞納していない方

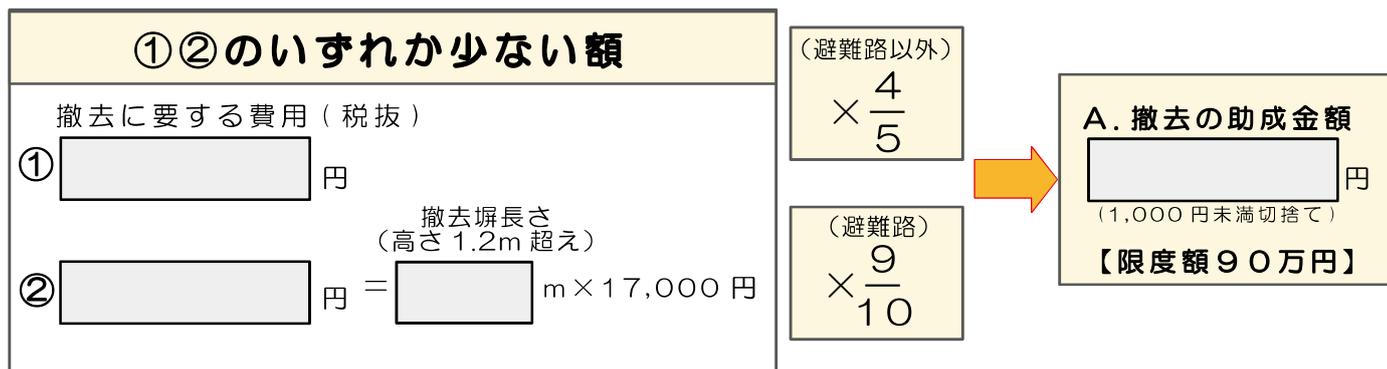
※所有者＝申請者＝工事契約者となります

(2) 助成要件 以下のすべてを満たすこと

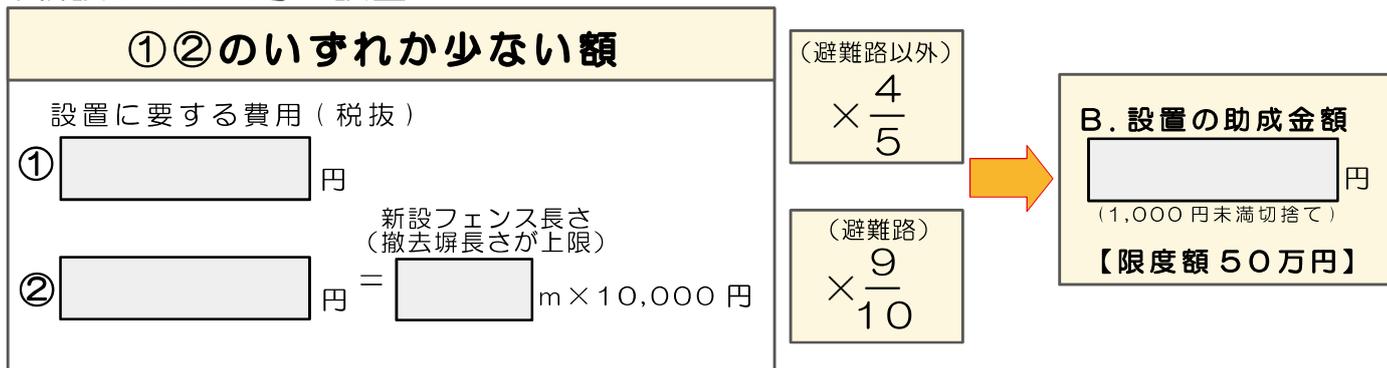
- 工事契約を締結していないこと
- 道路や通路に面しているもの
- 高さが 1.2m を超えているもの
- 倒壊の恐れのあるもの
- 基礎も撤去すること
- 撤去後、新たに塀やフェンス等を設置する場合は以下 2 点を満たすこと
(A 撤去助成のみの申請の場合も含む)
 - ・地震に対して安全な構造であること
 - ・塀の高さ 40 cm 以上の部分をフェンスとすること
- 道路拡幅整備協議を行ったもの（ブロック塀等が狭あい道路に面する場合のみ）

(3) 助成金額 下記「Aのみ」または「AとB」での申請となります。Bのみの申請はできません。

A. ブロック塀等の撤去

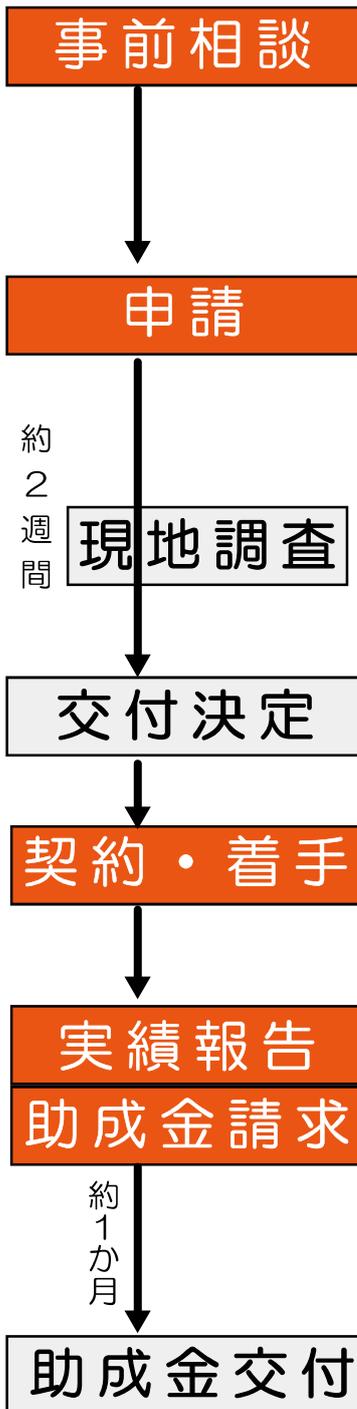


B. 新設フェンス等の設置



(4) 申請書類

既存塀の写真や図面等があると具体的なご相談が可能です。
(道路や敷地も含んで撮影されたもの)
手ぶらでも制度の説明などできますので、まずはご相談ください。



< 申請時 >

- 助成金交付申請書 (第1号様式)
- 申請者の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)
- 申請者の住民票の写し
- 申請者の住民税納税証明書 (前年度)
- 土地の全部事項証明書 (土地所有者が異なる場合は同意書が必要) (前面道路部分が私道又は隣地の場合当該前面道路部分の所有者の同意書)
- 既存塀の図面 (スケッチ等でも可。配置や構造等がわかるもの。)
- 既存塀の全体が分かる写真 (2枚以上)
 - 撤去後、新たにフェンス等を設置する場合
- 新設フェンス等の配筋詳細図
- 新設フェンス等の計画図
- 新設フェンス等のカタログ
- 新設フェンス等の見積書
- 狭あい道路に塀が面している場合
- 生活道路拡幅整備協議書の写し

< 契約・着手時 >

- 契約書の写し

< 実績報告時 >

- 助成実績報告書 (第7号様式)
- 領収書の写し
- 撤去工事が完了した写真
 - 撤去後、新たにフェンス等を設置した場合、
- 基礎の配筋写真
- フェンス等の設置が完了した写真

< 助成金交付請求時 >

- 助成金交付請求書 (第9号様式)
- 支払金口座振替依頼書

(5) 留意事項

- ・ブロック塀等の撤去工事およびフェンス等の新設に関する契約を締結する前に相談、申請したものが助成対象となります。
- ・木造住宅建替え等助成とあわせて申請が可能です。事前にご相談ください。
- ・部分的な撤去の場合は、残った部分が構造上安全であることが助成の条件です。
- ・既存ブロック塀等の高さを低くする工事は助成対象外となります。
- ・ブロック塀等が狭あい道路に面している場合は、申請の前に道路拡幅整備協議が必要です。また、当該道路面のブロック塀等をすべて撤去する(基礎部分も含む)場合のみ助成対象となります。
- ・前面道路と助成対象ブロック塀等の間に第三者の土地がある場合、その土地にも撤去後の助成要件が適用されます

Q&A

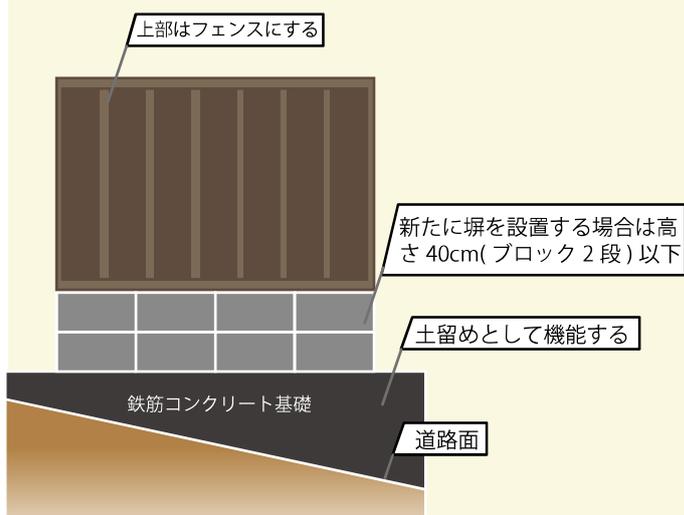
Q. 木造住宅建替え等助成と一緒に申請できますか？

A. 可能です。事前にご相談ください。

Q. 敷地と道路等に高低差があり、ブロック塀等が一部土留めとして機能している場合、土留め部分も撤去しなければいけませんか？

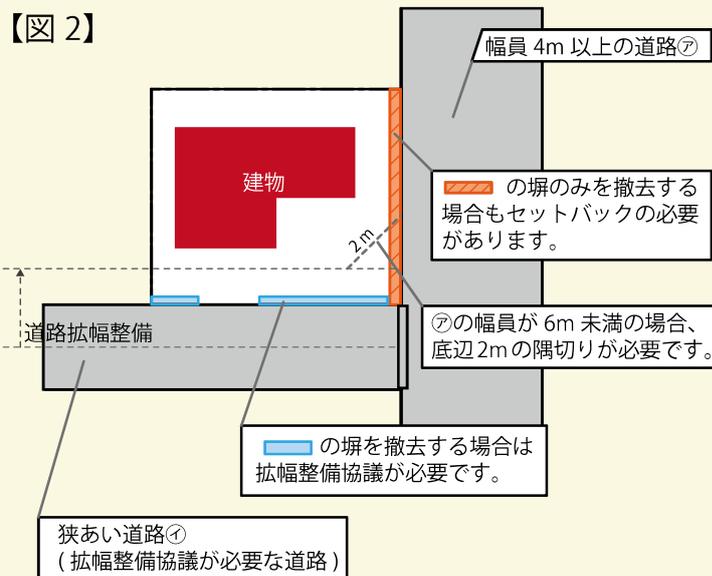
A. 撤去が必要です。
撤去後は、例えば図1のような鉄筋コンクリート基礎に土留め機能を持たせるようにお願いします。

【図1】
(ブロック塀等の撤去後、フェンス等を設置する場合)



Q. ブロック塀等が4m以上の道路と狭あい道路の両方に面している場合、4m以上の道路に面した部分の撤去工事のみ助成金を申請する場合であっても、道路拡幅整備協議は必要ですか？

A. 申請前に道路拡幅整備協議が必要です。
図2の場合、の塀のみを撤去する場合もセットバックの必要もあります。



※ 本助成制度とは別に、生け垣・植樹帯設置助成制度があります。

工事着工前の相談・申請が必要となります。

詳しくは、中野区 環境部 環境課 環境・緑化推進係(8-10窓口)まで
ご相談ください。

お問い合わせ先

中野区役所 都市基盤部 建築課 耐震化促進係(9階)
住所 中野区中野4-11-19
電話 03-3228-5576 FAX:03-3228-5668
メール:kentiku@city.tokyo-nakano.lg.jp